

第5編 調査計画業務共通仕様書

(白紙)

第1章 総 則

第1章 総 則

目 次

1-1 総 則.....	624
1-1-1 適用範囲	第2編 設計業務共通仕様書 1-1 総則 による
1-1-2 用語の定義	
1-1-3 受託者・委託者の責務	
1-1-4 業務の着手	
1-1-5 設計図書の支給及び点検	
1-1-6 業務担当員	
1-1-7 管理技術者	
1-1-8 (欠)	
1-1-9 担当技術者	
1-1-10 提出書類	
1-1-11 打合せ等.....	
1-1-12 調査計画業務計画書	第2編 設計業務共通仕様書 1-1 総則 による
1-1-13 調査・試験に対する協力	
1-1-14 資料等の貸与及び返却	
1-1-15 関係官公庁への手続等	
1-1-16 地元関係者との交渉等	
1-1-17 土地への立入り等	
1-1-18 成果品の提出	
1-1-19 関連法令及び条例の遵守	
1-1-20 検 査	
1-1-21 修 補	
1-1-22 条件変更	
1-1-23 契約変更	
1-1-24 委託期間の変更	
1-1-25 一時中止	
1-1-26 委託者の賠償責任	
1-1-27 受託者の賠償責任	
1-1-28 部分使用	
1-1-29 再 委 託	
1-1-30 成果品の使用等	
1-1-31 守秘義務	
1-1-32 現場管理と安全の確保	
1-1-33 履行報告	
1-1-34 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	

第1章 総 則

1-1-35	個人情報取扱	}	第2編 設計業務共通仕様書 1-1 総則 による
1-1-36	行政情報流出防止対策の強化		
1-1-37	特定外来生物（植物）について		
1-1-38	コンクリート構造物における全体最適の検討		
1-1-39	ワンデーレスポンス		
1-1-40	労働環境改善の取組		
1-1-41	法定外の労災保険の付保		
1-2	調査計画業務.....		624
1-2-1	調査計画に関する一般事項	}	第2編 設計業務共通仕様書 1-2 設計業務 による
1-2-2	使用単位		
1-2-3	使用する技術基準・図書等		
1-2-4	現地踏査		
1-2-5	調査計画業務の構成.....		624
1-2-6	調査計画業務の条件	}	第2編 設計業務共通仕様書 1-2 設計業務 による
1-2-7	環境配慮の条件		
1-2-8	調査計画業務の成果.....		624
1-2-9	維持管理への配慮	}	第2編 設計業務共通仕様書 1-2 設計業務 による
1-2-10	環境影響予測調査		
1-2-11	支障物件調査		
1-2-12	（欠）		

1-1 総 則

第2編 設計業務共通仕様書「1-1総則」に準じる。（ただし、「1-1-8 照査技術者」を除く。）この場合において「設計業務」は「調査計画業務」と読み替える。また、「1-1-11 打合せ等」の規定に次の第7項を追加する。

- 7 設計図書で定める中間段階の打合せ、または業務担当員が指示する中間段階の打合せ時には、本業務対象地区の全体計画が把握できる精度の資料で行うこととする。なお、この打合せ後、委託者において一定の期間をもって各資料の内容の確認を行い資料修正の指示を行うものとする。ただし、この一定の期間及びその作業内容については業務担当員が別に指示する。

1-2 調査計画業務

第2編 設計業務共通仕様書「1-2設計業務」に準じる。（ただし、「1-2-5設計業務の内容」、「1-2-8設計業務の成果」及び「1-2-12設計基本条件検討会」を除く。）この場合において「設計業務」は「調査計画業務」と読み替える。

また、「1-2-4現地踏査」「1-2-10環境影響予測調査」「1-2-11支障物件調査」の実施については設計図書による。

1-2-5 調査計画業務の構成

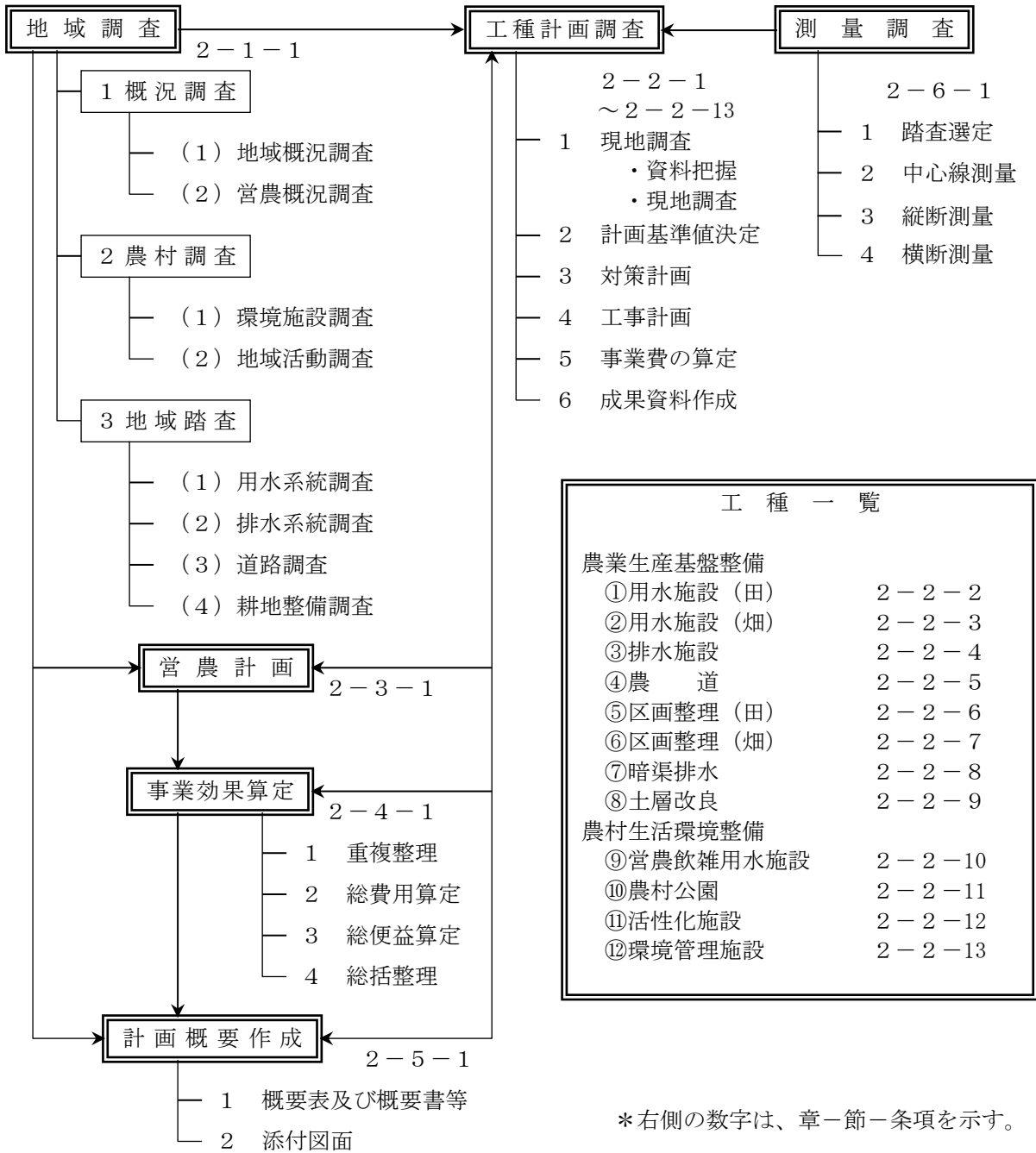
調査計画業務は次頁の調査計画体系図で示す項目からなる。

1-2-8 調査計画業務の成果

- 1 成果品は、本仕様書及び特記仕様書に定める事項等を下記に準じて取りまとめ「〇〇業務報告書」として提出するものとする。なお、業務報告書の構成は以下のとおりとする。
 - (1) 調査計画業務説明書
業務計画書、業務の打合せ経緯など作業の全般について詳細に記述する。
 - (2) 概要表及び概要書等
各種調査結果等から事業目的、内容等について記述する。
 - (3) 添付図面
 - (ア) 概要図
 - (イ) 計画一般図
 - (ウ) 計画一般平面図
 - (エ) 基盤整備状況図
 - (オ) その他図面
 - (4) 工種計画関係資料等
事業（工種）の必要性、対策工法等資料、説明図及び事業費積算資料を基本とする。
 - (5) 事業効果算定資料
概要表に記述する事業効果関係数値の基礎資料
なお、(2)～(5)の成果品作成は、共通仕様書、特記仕様書、計画関係資料作成要領によるが記載方法等の不明な点については、業務担当員の指示による。
- 2 成果品はすべて委託者の所有とし、成果品の内容及びその作成上知り得た事項等については、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。ただし、受託者が計画作業上考案したアイデアまたは手法については委託者の承諾を得る必要はない。

3 提出部数、参考資料、分冊方法等は特記仕様書による。ただし、特に定めがない場合は、別途業務担当員と協議するものとする。

【調査計画体系図】



(様 式)

様式1、2、3、5、6、7、8、9、10及び12については、第2編 設計業務共通仕様書の規定による。この場合において、「設計業務」は「調査計画業務」と読み替える。

(白紙)

第2章 調査計画

第2章 調査計画

目 次

2-1	地域調査	629
2-1-1	地域調査	629
2-2	工種計画調査	630
2-2-1	工種計画調査	630
2-2-2	工種名：用水施設（田）	630
2-2-3	工種名：用水施設（畑）	632
2-2-4	工種名：排水施設	634
2-2-5	工種名：農道	636
2-2-6	工種名：区画整理（田）	638
2-2-7	工種名：区画整理（畑）	641
2-2-8	工種名：暗渠排水	642
2-2-9	工種名：土層改良	643
2-2-10	工種名：営農飲雑用水施設	643
2-2-11	工種名：農村公園	645
2-2-12	工種名：活性化施設	647
2-2-13	工種名：環境管理施設（堆肥舎及び堆肥製造施設）	648
2-3	営農計画	650
2-3-1	営農計画	650
2-4	事業効果算定	650
2-4-1	事業効果算定	650
2-5	計画概要作成	651
2-5-1	計画概要作成	651
2-6	測量調査（概略測量）	652
2-6-1	測量調査（概略測量）	652

2-1 地域調査

2-1-1 地域調査

地域調査は、地域における自然及び社会的条件、地域営農及び農村環境の現況と展開方向並びに土地基盤整備の状況等、地域の全体像を把握すると共に、営農計画、事業効果、対策計画等計画樹立に広く活用するための資料調査及び現地調査を行うものとする。

1 概況調査

概況調査は、計画区域や市町村等における、地域の概況及び営農概況を把握するため、委託者から提供された市町村要覧や各種振興計画、統計資料等を活用し、次の調査を行うものとする。

(1) 地域概況調査

地域の概況を把握するため、次の事項を調査する。

- ・地域指定 ・経済地帯区分 ・自然的条件（地形、地質、土壌、気象、生態系）
- ・社会的条件（集落、土地、交通、歴史、産業、観光、人口、生活関連施設）
- ・その他

(2) 営農概況調査

地域営農の現況及び目標とする営農計画（構想）を把握するため、次の事項を調査する。

- ・経済形態及び規模 ・営農類型 ・機械化作業体系 ・所得構造 ・作付作物
- ・基盤整備（農業農村整備事業）状況 ・農業用施設 ・営農集団活動 ・その他

主な資料等 市町村勢要覧、都市計画、農振整備計画、地形図、地力保全図、環境マップ（魚類分布図）、農地台帳、各種統計資料、経営基盤強化計画、各種農業振興計画、基盤整備実施図など

2 農村調査

農村調査は、計画区域や市町村等における生活及び環境管理施設の現況及び将来構想について把握するため、次の調査を行うものとする。

(1) 環境施設調査

現況施設の整備水準や将来構想目標を把握するため、本事業と密接に関連する次の施設に係る概要（事業名、工期または整備年度、整備内容）等について調査する。

- ・防災安全施設 ・営農飲雑用水施設 ・農村公園 ・活性化施設 ・用地整備
- ・準備休憩施設 ・堆肥製造施設 ・その他

主な資料等 公共施設調書、各種振興計画、防災計画、各種施設の計画書など

(2) 地域活動調査

地域活性化や生活環境の総合整備を目的とする事業において活性化推進及び生活改善、都市との交流活動状況並びに取組方針等について把握する。

主な資料等 地域活動に関する資料

3 地域踏査

地域踏査は、計画区域内を含む一定の区域において、農地及び農業用施設の整備状況を把握するため、次の調査を行うものとする。

(1) 用水系統調査

土地改良区等の管理図及び完了台帳等の関係資料並びに現地確認により、次の事項を調査する。

- ・用水系統 ・流向 ・水量 ・施設位置 ・その他

(2) 排水系統調査

市町村及び改良区資料並びに現地確認により、次の事項を調査する。

- ・排水系統 ・流向 ・水量 ・施設位置 ・その他

(3) 道路調査

市町村道路台帳等関係資料及び現地確認により、次の事項を調査する。

- ・幅員 ・設置年度 ・路面状況 ・施設位置 ・その他

(4) 耕地整備調査

市町村及び改良区等の資料並びに現地確認により、次の事項を調査する。

- ・当該地域の基盤整備実施状況
(私費及び融資等による整備状況も含む。)
- ・当該地域に係る中間的な整備構想
- ・その他

2-2 工種計画調査

2-2-1 工種計画調査

工種計画調査は、土地基盤及び農村環境条件に起因した営農並びに生活環境おける阻害要因を把握し、その解決に当たっての対策計画を策定するとともに営農計画、効果算定など計画諸元として反映させるものとする。

1 構成

現地調査、計画基準値決定、対策計画、工事計画、事業費の算定、成果資料作成項目からなるものとする。なお、測量調査（概略調査）は必要に応じて行うこととするが、詳細は2-6による。

2 成果

工種計画調査での成果は、本仕様書に定めるほか、計画関係資料作成要領（工種計画関係資料作成要領）に基づき取りまとめるものとする。

3 業務参考資料（技術基準類）

各項目における調査方法及び対策計画の策定については、土地改良事業計画設計基準、土地改良事業計画指針等の調査計画業務参考資料（技術基準類）に基づき行うものとする。

4 工事計画の定義

工事計画とは、既存資料、現地調査結果、設計例、経験等に基づき、概略設計によるタイプの検討、標準図及び一般図の作成、概算数量の計算に必要な諸元決定等を行うもので、対策計画に基づき工事計画を策定する。

5 各工種

次に各工種の計画調査内容等を定める。また、定めのない工種については特記仕様書によるものとする。

—農業生産基盤整備—

2-2-2 工種名：用水施設（田）

主な基準等 土地改良事業計画設計基準 計画「農業用水（水田）」、用排水路設計指針

1 現地調査

現地調査は、用水施設及びこれに関係する地域において、既存資料の把握、踏査等により、施設及び地域の現況、用水（施設）不良の原因、関係農家等の要望の把握及び対策計画の策定に必要な調査を行うものとする。

(1) 土地状況調査

用水計画の基礎資料とするため、提供された減水深調査、土壌調査、土地利用基本調査等の資料から内容の把握を行う。

(2) 用水状況調査

用水被害の状況とその原因を把握するため、用水施設及び用水被害の状況に係わる次の事項について調査する。

ア 用水施設調査

(資料把握)

- ・用水施設（位置、系統、構造、築造年）
- ・水掛かり（計画区域、計画面積、分水区分毎）
- ・施設能力（通水能力、老朽化程度）
- ・施設利用（排水兼用、反復利用等）及び維持管理

(現地調査)

- ・用水施設（位置、系統、構造）
- ・水掛かり（計画区域、分水区分毎）
- ・施設能力（通水能力、老朽化程度）
- ・施設被災状況（被害発生の要因等）
- ・計画予定路線踏査選点 ・環境評価 ・支障物件

イ 被害状況調査

- ・干害、漏水被害、施設被害（農業、農外）、想定被害

(3) 計画予定路線調査

用水状況調査等の結果を基に、次の事項について取りまとめる。

- ・計画予定路線踏査選点結果 ・支障物件

(4) その他

対策計画を策定する上で必要な次の事項について、取りまとめる。

- ・上位計画または用水を含むその他の地域整備構想
- ・計画路線及び地域の環境評価に係わる事項

2 計画基準値決定

現地調査の結果を基に、対策計画の基本となる計画減水深を決定し、計画単位用水量を算出する。なお排水兼用区間については、排水の計画基準値決定も行うものとする。

3 対策計画

現地調査及び計画基準値から用水対策計画を策定するものとする。

(1) 用水計画

地域条件、現況施設の状況、被害状況などを踏まえ、用水（施設）不良の解消を図るため、次の事項に基づき用水計画を策定する。

- ・水文計画（区間設計流量）

- ・平面計画（線形、施工位置）
- ・縦断、横断計画（計画勾配、敷高）
- ・関連事業計画

(2) 受益地及び被害区域の検証

用水（施設）不良区域及び用水計画から受益地及び被害解消区域の検証を行い、次の事項について取りまとめる。

- ・受益地、被害区域位置図
- ・受益関係調書（データベース）

4 工事計画

対策計画に基づき地域条件、周辺及び前歴事業での整備状況、環境条件、経済条件等を総合的に勘案し、用水施設の工事計画を策定すると共に図面等を作成するものとする。

(1) 用水施設の工事計画

- ・水路工法の決定（水路型式及び装工タイプ）
- ・水理設計（水路内断面）
- ・構造設計（装工タイプ毎断面及び構造）
- ・附带施設等の配管及び設計（附带施設の機能、配置及び数量）

(2) 図面等の作成

- ・標準断面図等
- ・縦断（平面）模式図

5 事業費の算定

対策計画及び工事計画から、次の事項に基づき計画事業費を算出するものとする。

(1) 概算数量及び事業費算出

- ・事業費は純工事費、測量設計費等に分け算定
- ・委託者が示す単価、類似事業の実績、物価版等による事業費算出

(2) 関連事業費積算

- ・下位関連の事業費積算

6 成果資料作成

工種計画調査に伴う各種の説明資料について、編纂を行うものとする。

2-2-3 工種名：用水施設（畑）

主な基準等 土地改良事業計画設計基準 計画「農業用水（畑）」、用排水路設計指針

1 現地調査

現地調査は、畑地かんがい計画地域を対象として、既存資料の把握、現地調査等により、用水需要の充足、水利用の効率化を始め、地域の営農及び農業経営の現況及び計画に即した用水需要への対策計画を策定するため、必要な調査を行うものとする。

(1) 気象及び土地条件調査

用水計画（畑地かんがい計画）の基礎資料とするため、提供された気象データ、土壌調査、インテークレート等の資料から内容を把握する。

(2) 用水状況調査

地域及び関連地域水利用の実態を把握するため、水利状況、用水施設、用水不足の状況、用水慣行等に係わる次の事項について調査する。

ア 用水施設調査

(資料把握)

- ・取水量 ・流出量 ・ほ場単位用水量
- ・農家等の意向把握 (将来の営農構想)
- ・営農状況 (土地利用状況、営農状況)
- ・土地状況 (受益地を含む計画区域全体について、土地面積及び土地所有者を把握)

(現地調査)

- ・水利状況 ・施設機能 ・計画予定路線踏査選点
- ・環境評価 ・支障物件

(3) 計画予定路線調査

用水状況調査等の結果を基に、次の事項について取りまとめる。

- ・計画予定路線踏査選点結果 ・支障物件

(4) その他

対策計画を策定する上で必要な次の事項について、取りまとめる。

- ・上位計画及び用水を含むその他の地域整備構想
- ・計画路線及び地域の環境評価に係わる事項

2 計画基準値決定

現地調査の結果を基に、対策計画の基本となる計画用水量 (計画日消費水量、栽培管理用水量、損失水量、有効雨量、地区内利用可能量等) の決定を行うものとする。

3 対策計画

現地調査及び計画基準値から用水対策計画を策定するものとする。

(1) 用水計画

地区の地形、地質等から検討を行い、かんがい方式、用水計画及び水源計画に基づき水利システムを構成する末端かんがい施設、調整施設、送配水施設、取水施設、管理制御施設について、それらの位置、形式、主要な諸元を定める。

- ・散布ブロック ・ローテーションブロック
- ・かんがいブロック

(2) 受益地の検証

現地調査及び用水計画から受益地を検証し、次の事項について取りまとめる。

- ・受益位置図 ・受益関係調書 (データベース)

(3) 用水模式図の作成

計画用水量、受益地、ローテーションブロック割を基に、ローテーションブロック毎に用水量、受益面積、かんがい面積等の事項について用水模式図を作成する。

4 工事計画

対策計画に基づき地域条件、周辺整備状況、前歴事業の整備状況、環境条件、経済性等を総合的に勘案し、用水施設の工事計画を策定するとともに図面等を作成するものとする。

(1) 用水施設の工事計画

- ・末端かんがい施設 ・調整施設 ・送配水施設
- ・附帯施設

(2) 図面等の作成

- ・施設等標準図
- ・縦平面模式図
- ・附帯施設等の一般図

5 事業費の算定

対策計画及び工事計画から、次の事項に基づき計画事業費を算出するものとする。

(1) 概算数量及び事業費算出

- ・事業費は純工事費、測量設計費等に分け算定
- ・委託者が示す単価、類似事業の実績、物価版等による事業費算出

(2) 関連事業費積算

- ・下位関連の事業費積算

6 成果資料作成

工種計画調査に伴う各種の説明資料について、編纂を行うものとする。

2-2-4 工種名：排水施設

主な基準等 土地改良事業計画設計基準 計画「排水」、用排水路設計指針

1 現地調査

現地調査は、排水施設及びこれに関する地域において、既存資料の把握、踏査等により、施設及び地域の現況、排水（施設）不良の原因、関係農家等の要望の把握及び対策計画の策定に必要な調査を行うものとする。

(1) 気象及び土地状況調査

排水計画の基礎資料とするため、提供された気象、土地状況等の資料から内容を把握する。

(2) 排水状況調査

排水被害の状況とその原因を把握するため、排水施設及び排水被害の状況に係わる次の事項について調査する。

ア 排水施設調査

(資料把握)

- ・排水施設（位置、支線流入、構造、築造年）
- ・集水区域（集水面積、支線流入面積）
- ・排水能力（通水能力、切深、外水位、平水位等）
- ・施設利用（用水兼用等）及び維持管理

(現地調査)

- ・排水施設（位置、支線流入、構造）
- ・集水区域（集水区域、支線流入区域）
- ・排水能力（通水能力、切深、外水位、平水位等）
- ・施設被災状況（被害発生の要因等）
- ・計画予定路線踏査選点
- ・環境評価
- ・支障物件

イ 被害状況調査

- ・湿害、湛水被害、施設被害（農業、農外）、想定被害

(3) 計画予定路線調査

排水状況調査等の結果を基に、次の事項について取りまとめる。

- ・計画予定路線踏査選点結果
- ・支障物件

(4) その他

対策計画を策定する上で必要な次の事項について、取りまとめる。

- ・ 上位計画（排水または河川）または排水を含むその他の地域整備構想
- ・ 計画路線及び地域の環境評価に係わる事項

2 計画基準値決定

現地調査の結果を基に、対策計画の基本となる計画洪水量（単位排水量）を算出するものとする。

3 対策計画

現地調査及び計画基準値に基づき、排水対策計画を策定するものとする。

(1) 排水計画

地域条件、現況施設の状況、被害状況などを踏まえ、排水（施設）不良の解消を図るため、次の事項に基づき排水計画を策定する。

- ・ 水文計画（区間計画洪水量）
- ・ 平面計画（線形、施工位置）
- ・ 縦断、横断計画（計画勾配、敷高）
- ・ 関連事業計画

(2) 受益地及び被害区域の検証

排水被害区域及び排水計画から被害解消区域（受益地）の検証を行い、次の事項について取りまとめる。

- ・ 受益地、被害区域位置図
- ・ 受益関係調査（データベース）

4 工事計画

対策計画に基づき地域条件、周辺整備状況及び前歴事業の整備状況、環境条件、経済性等を総合的に勘案し、排水施設の工事計画を策定すると共に図面等を作成するものとする。

(1) 排水施設の工事計画

- ・ 水路工法の決定（護岸形式、護岸水準）
- ・ 水理設計（排水路内断面）
- ・ 構造設計（護岸タイプ毎の構造）
- ・ 附帯施設等の配置及び設計

(2) 図面等の作成

- ・ 標準断面図等

5 事業費の算定

対策計画及び工事計画から、次の事項に基づき計画事業費を算出するものとする。

(1) 概算数量及び事業費算出

- ・ 事業費は純工事費、測量設計費等に分け算定
- ・ 委託者が示す単価、類似事業の実績、物価版等による事業費算出

(2) 関連事業費積算

- ・ 下位関連の事業費積算

6 成果資料作成

工種計画調査に伴う各種の説明資料について、編纂を行うものとする。

2-2-5 工種名：農 道

主な基準等 土地改良事業計画設計基準 計画「農道」、農道設計指針

1 現地調査

現地調査は、整備計画路線及びそれに関連する地域内において、既存資料の把握、踏査等により、路線及び地域の現状、路線の必要性、関係農家等の要望の把握並びに対策計画の策定に必要な調査を行うものとする。

(1) 農業調査

提供された資料から農業の現状及び動向を明らかにし、農道の役割を把握するため、次の事項について内容を把握する。

ア 営農状況

- ・作物及び家畜飼養頭羽数
- ・農業機械及び自動車普及状況
- ・作物別じん埃被害面積

イ 農業施設

- ・機能別及び規模別農業施設数並びに位置
- ・農業施設の利用組織形態及び運営方法
- ・農業施設の利用圏及び相互関係並びに流通体系

(2) 計画予定路線調査

農道の現状を把握するため、次の事項について調査する。

(資料把握)

- ・維持管理状況
- ・前歴整備状況（位置、構造、築造年）
- ・近傍の土質状況

(現地調査及び取りまとめ)

- ・計画予定路線踏査選点 ・現況走行平均速度
- ・環境評価 ・支障物件

(3) 関連事業調査

地区及びその周辺において、実施済み、実施中、または計画中の他事業と流通体系等の整合を図るため、関連事業の事業内容を調査する。

(4) その他

対策計画を策定する上で必要な次の事項について、取りまとめる。

- ・上位計画または道路を含むその他の地域整備構想
- ・計画路線及び地域の環境評価に係わる事項

2 計画基準値決定

計画路線の計画交通量を決定する。

(1) 計画交通量の決定

交通量調査の結果、地域農業の構想、将来の交通形態資料等から次の事項に基づき計画交通量を決定する。

- ・計画農業交通量（農産物等の輸送にかかる交通量、通作交通量）

- ・計画一般交通量（貸与した資料の整理も含む）
- ・舗装厚決定に用いる計画交通量（農業用大型交通台数、一般車の大型交通台数）

3 対策計画

道路構造及び規格の決定を行うものとする。

(1) 道路構造及び規格の決定

計画交通量から次の事項に基づき、道路構造及び規格を決定する。

- ・横断面計画（全幅員）
- ・舗装計画（舗装厚、舗装構造） ・路盤構成計画

(2) 受益地の検証

現地調査及び計画交通量の決定から受益地の検証を行い、次の事項について取りまとめる。

- ・受益位置図 ・受益関係調書（データベース）

4 工事計画

対策計画に基づき地域条件、周辺整備状況及び前歴事業の整備状況、環境条件、経済性等を総合的に勘案し、次の事項に基づき農道の工事計画を策定すると共に図面等を作成するものとする。

(1) 線形計画

現地調査等から得た現況の地形状況を基に、地元住民等の十分な了解を得た中で、土地利用、維持管理、農業生産活動等を総合的に判断しながら新設区間においては比較設計を行うなどし最経済的な路線計画を策定する。

ア 線形検討

- ・平面線形計画 ・縦断線形計画

イ 縦横断図作成

- ・縦断図 ・横断図 ・平面模式図
- ・用地買収及び補償関係図

(2) 排水計画

道路の排水を速やかに排除し、道路機能の低下を防ぐため、現地調査等により判明した現況の地形状況等から排水施設計画を策定するとともに標準図を作成する。

- ・水理計算 ・排水タイプ決定 ・標準断面図作成

(3) 法面保護工の検討

近傍の地区事例、地質データ等から切盛土法面勾配を決定し、必要に応じて法面保護工の検討を行う。また、特殊土壌地帯においては対策工法を十分考慮した設計を行うと共に標準図を作成する。

- ・工法検討 ・標準図作成

(4) 附帯構造物設計

横断暗渠工、取付道路等附帯構造物については、設置箇所及び標準タイプの設計を行うとともに標準図を作成する。

- ・横断暗渠工の設計、標準図作成、設置箇所数の検討
- ・取付道路の設計、標準図作成、設置箇所数の検討
- ・その他附帯施設の検討、標準図作成

5 事業費の算定

対策計画及び工事計画から、次の事項に基づき計画事業費を算出するものとする。

(1) 概算数量及び事業費算出

- ・事業費は純工事費、測量設計費等に分け算定
- ・委託者が示す単価、類似事業の実績、物価版等による事業費算出

6 成果資料作成

工種計画調査に伴う各種の説明資料について、編纂を行うものとする。

2-2-6 工種名：区画整理（田）

主な基準等 土地改良事業計画設計基準 計画「ほ場整備（水田）」

1 現地調査

現地調査は、事業予定区域内及びそれに関連する区域内において既存資料の把握、踏査等により、地区の現況及び問題点、関係農家等からの要望の把握及び対策計画の策定に必要な調査を行うものとする。

(1) 気象及び土地状況調査

提供された資料から地域状況に即した対策計画の検討のため気象及び土地条件に関する次の事項について調査する。

- ・気象（一般気象、特殊気象（吹き寄せの実態、フェーン現象等））
- ・土地条件（地形、表層地質等）

※用水（田）及び排水、農道の項についても参照のこと

(2) ほ場条件調査

地区のほ場条件に即した対策計画の検討のため、ほ場条件に係わる次の事項について調査する。なお、道路については、耕作道も調査の対象とする。

（資料把握）

- ・土壌調査 ・地耐力調査 ・地下水調査
- ・区画（大きさ、形状、田面差、配置等）
- ・道路（幅員、構造、配置、管理主体、利用状況、付帯する主要構造物、維持管理状況）
- ・用水（用水系統、用水量、用水慣行及び用水管理状況）
- ・排水（排水系統、排水慣行、排水不良の状況）

（現地調査）

- ・土壌調査（提供資料に基づく現地補足確認）
- ・地耐力調査（提供資料に基づく現地補足確認）
- ・地下水位調査（提供資料に基づく現地補足確認）
- ・区画（大きさ、形状、田面差、配置等）
- ・道路（幅員、構造、配置、管理主体、利用状況、付帯する主要構造物、維持管理状況）
- ・用水（用水系統、用水量、用水慣行及び用水管理状況）
- ・排水（排水系統、排水慣行、排水不良の状況）

(3) 被害状況調査

地区の用水及び排水被害状況に関する次の事項について調査する。

- ・要因別被害量 ・被害発生地域 ・被害面積

- ・被害の程度
- ・被害の要因

(4) その他

対策計画を策定する上で必要な次の事項について、取りまとめる。

- ・上位計画または用水及び排水を含むその他の地域整備構想
- ・地域の環境評価に係わる事項

2 計画基準値決定

(1) 区画計画

委託者が作成した区画割りの考え方について、現地調査結果等から検証するとともに、標準区画割りについて、資料の作成を行う。

(2) 用水計画

現地調査の結果を基に、対策計画の基本となる計画減水深を決定し、計画単位用水量を算出する。

(3) 排水計画

現地調査の結果を基に、対策計画の基本となる計画洪水量（単位排水量）を算出する。

(4) 農道計画

交通量調査の結果、地域農業の構想、将来の交通形態資料等から次の事項に基づき計画交通量を決定する。

- ・計画農業交通量（農産物等の輸送にかかる交通量、通作交通量）
- ・計画一般交通量（貸与した資料の整理も含む）
- ・舗装厚決定に用いる計画交通量（農業用大型交通台数、一般車の大型交通台数）

(5) 暗渠排水計画

委託者が示した計画暗渠排水量、計画地下水位の考え方について、現地調査の結果、土壌調査報告等から検証するとともに、その出典等について取りまとめる。

(6) 土層改良計画

委託者が示した土層の改善目標（改良項目、改良目標値）の考え方について、現地調査結果、土壌調査報告等から検証するとともに、その出典等について取りまとめる。

3 対策計画

(1) 区画計画

委託者が決定した標準的な耕区規模から、地区及びその周辺の自然条件（地形、勾配）、用排水系統、道路網等を勘案し、骨格となる地区内の用排水路及び農道の配置を計画するため、次の事項について区画計画を策定する。なお、区画計画は、現況の所有区分と整備後における所有区分が大幅に異なることが多いため、担当者との綿密な打合せを行うと共に、提供を受けた換地計画の概要と整合を図りながら策定すること。

- ・耕区の設定
- ・ほ区の形状及び面積の設定
- ・均平区の設定
- ・用排水及び農道の配置

(2) 用水計画

- ・水文計画（区画計画に基づき配置された用水施設の区間設計流量決定）
- ・関連事業計画

(3) 排水計画

- ・水文計画（区画計画に基づき配置された排水施設の区間計画洪水量策定）
- ・関連事業計画

(4) 農道計画

区画計画に基づき配置された幹線及び支線農道並びに耕作道（通作道、連絡道）のうち、幹線及び支線農道について、次の事項を策定する。

ア 道路構造及び規格の決定

計画交通量から次の事項に基づき、道路構造及び規格を決定する。

- ・横断面計画（全幅員）
- ・舗装計画（舗装厚、舗装構造）
- ・路盤構成計画

(5) 暗渠排水計画

土壌調査報告書、現地調査結果及び計画基準値から暗渠排水組織計画を策定する。

(6) 土層改良計画

土壌調査報告書、現地調査結果及び計画基準値から土層改良の種類及び工法等の対策計画を策定する。

(7) 受益地の検証

現地調査及び区画計画から受益地の検証を行い、次の事項について取りまとめる。

- ・受益位置図
- ・受益関係調書（データベース）

4 工事計画

対策計画に基づき地域条件、周辺及び前歴事業での整備状況、環境条件、経済条件等を総合的に勘案し、区画計画及び細工種計画の工事計画を策定するものとする。

(1) 区画計画

対策計画に基づき次の事項について図面を作成する。

- ・標準区画割り図
- ・平面図（各施設の配置を含む）

(2) 用水計画

対策計画に基づき次の事項について工事計画を策定する。

- ・水理設計（水路内断面の決定）
- ・標準図作成

(3) 排水計画

対策計画に基づき次の事項について工事計画を策定する。

- ・水理設計（排水路内断面の決定）
- ・標準図作成

(4) 農道計画

対策計画に基づき次の事項について工事計画を策定する。

ア 線形計画

- ・平面線形計画
- ・縦断線形計画

イ 縦横断図作成

- ・縦断図
- ・横断図
- ・平面模式図
- ・用地買収及び補償関係図

(5) 暗渠排水計画

暗渠排水組織計画の内訳を基に次の事項について図面を作成する。

- ・暗渠排水標準配線図
- ・暗渠排水標準断面図

5 事業費の算定

対策計画及び工事計画から、次の事項に基づき計画事業費を算出するものとする。

(1) 概算数量及び事業費算出

- ・事業費は純工事費、測量設計費等に分け算定
- ・委託者が示す単価、類似事業の実績、物価版等による事業費算出

(2) 関連事業費積算

- ・下位関連の事業費積算

6 成果資料作成

工種計画調査に伴う各種の説明資料について、編纂を行うものとする。

2-2-7 工種名：区画整理（畑）

主な基準等 土地改良事業計画設計基準 計画「ほ場整備（畑）」

1 現地調査

現地調査は、計画圃ほ場または地域内において、既存資料の把握、現地踏査等により、営農状況、営農上の阻害状況及び阻害要因の把握及び対策計画の策定に必要な調査を行うものとする。

(1) 営農上の阻害状況

提供された資料から、次の事項について内容を把握する。

- ・輪作体系
- ・作付作物
- ・農業機械の作業障害状況

(2) 対策工法の検討

近傍類似地区における区画整理実施済みほ場及び計画ほ場について、最大傾斜方向に対する作付等の状況を調査する。

(3) その他

対策計画を策定する上で必要な次の事項について、取りまとめる。

- ・地域の環境評価に係わる事項

2 計画基準値決定

委託者が示した現況基準（事業対象）勾配、計画勾配の考え方について、現地調査結果、近傍類似ほ場の実績等から検証すると共に、その出典等について取りまとめるものとする。

3 対策計画

現地調査及び計画基準値から、次の事項に基づき対策計画を策定するものとする。

(1) 区画整理計画

現地調査結果及び計画基準値から区画整理計画を策定する。

(2) 受益地の検証

現地調査及び区画整理計画から受益地の検証を行い、次の事項について取りまとめる。

- ・受益位置図
- ・受益関係調書（データベース）

4 工事計画

区画整理計画の内容を基に現況及び計画標準平面図（タイプ別）を作成するものとする。

5 事業費の算定

対策計画及び工事計画から、次の事項に基づき計画事業費を算出するものとする。

(1) 概算数量及び事業費算出

- ・事業費は純工事費、測量設計費等に分け算定
- ・委託者が示す単価、類似事業の実績、物価版等による事業費算出

6 成果資料作成

工種計画調査に伴う各種の説明資料について、編纂を行うものとする。

2-2-8 工種名：暗渠排水

主な基準等 土地改良事業計画設計基準 計画「暗渠排水」、暗渠排水設計指針

1 現地調査

現地調査は、計画ほ場または地域内において、既存資料の把握、現地踏査等により、排水不良の状況、営農上の阻害状況、阻害要因の把握及び対策計画の策定に必要な調査を行うものとする。

(1) 排水不良の状況

提供された資料から、次の事項について内容を把握する。

- ・地下水位
- ・地耐力

(2) 営農上の阻害状況

提供された資料から、次の事項について内容を把握する。

- ・作物の生育障害状況
- ・農業機械の作業障害状況

(3) 対策工法の検討

近傍類似地区における暗渠排水実施済みほ場の整備内容を調査するとともに、計画ほ場を含めた降雨後の地表残留水や排水路水位について調査する。

2 計画基準値決定

委託者が示した計画暗渠排水量、計画地下水位の考え方について、現地調査結果、土壌調査報告等から検証するとともに、その出典等について取りまとめるものとする。

3 対策計画

現地調査及び計画基準値から、次の事項に基づき暗渠対策計画を策定するものとする。

(1) 暗渠排水組織計画

土壌調査報告書、現地調査結果及び計画基準値から暗渠排水組織計画を策定する。

(2) 受益地の検証

現地調査及び暗渠排水組織計画から受益地の検証を行い、次の事項について取りまとめる。

- ・受益位置図
- ・受益関係調書（データベース）

4 工事計画

暗渠排水組織計画の内訳を基に次の事項について図面を作成するものとする。

- ・暗渠排水標準配線図
- ・暗渠排水標準断面図

5 事業費の算定

対策計画及び工事計画から、次の事項に基づき計画事業費を算出するものとする。

(1) 概算数量及び事業費算出

- ・事業費は純工事費、測量設計費等に分け算定
- ・委託者が示す単価、類似事業の実績、物価版等による事業費算出

6 成果資料作成

工種計画調査に伴う各種の説明資料について、編纂を行うものとする。

2-2-9 工種名：土層改良

主な基準等 土地改良事業計画設計基準 計画「土層改良」、土層改良計画指針（案）

1 現地調査

現地調査は、計画ほ場または地域内において、既存資料の把握、現地踏査等により、営農状況、営農上の阻害状況、阻害要因の把握及び対策計画の策定に必要な調査を行うものとする。

(1) 営農上の阻害状況

提供された資料から、次の事項について内容を把握する。

- ・作物の生育障害状況
- ・農業機械の作業障害状況

(2) 対策工法の検討

近傍類似地区における土層改良実施済みほ場及び計画ほ場について、作業等の状況を調査する。

2 計画基準値決定

委託者が示した土層の改善目標（改良項目、改良目標値）の考え方について、現地調査結果、土壌調査報告等から検証すると共に、その出典等について取りまとめるものとする。

3 対策計画

現地調査及び計画基準値から、次の事項に基づき土層改良対策計画を策定するものとする。

(1) 土層改良の種類及び工法

土壌調査報告書、現地調査結果及び計画基準値から土層改良の種類及び工法等の対策計画を策定する。

(2) 受益地の検証

現地調査及び土層改良計画から受益地の検証を行い、次の事項について取りまとめる。

- ・受益位置図
- ・受益関係調書（データベース）

4 事業費の算定

対策計画から、次の事項に基づき計画事業費を算出するものとする。

(1) 概算数量及び事業費算出

- ・事業費は純工事費、測量設計費等に分け算定
- ・委託者が示す単価、類似事業の実績、物価版等による事業費算出

5 成果資料作成

工種計画調査に伴う各種の説明資料について、編纂を行うものとする。

－農村生活環境整備－

2-2-10 工種名：営農飲雑用水施設

主な基準等 土地改良事業計画指針「農村環境整備」、営農飲雑用水計画必携、
営農飲雑用水施設設計指針

1 現地調査

現地調査は、営農飲雑用水施設及びこれに関する地域（以下地域という。）において、既存資料の把握、踏査等により、施設及び地域の現況、用水不足及び施設不良の要因、並びに関係農家等の要望を把握し、対策計画の策定に必要な調査を行うものとする。

(1) 用水状況調査

提供された資料から用水不足等の状況及びその原因を把握するため、水源、施設、水利用の状況に係わる次の事項について、施設系統または水源種別毎に内容を把握する。

- ・水利用状況（営農用水、飲雑用水等の使用実態、用水不足の状況、不足の要因、用水不足の対応状況等）
- ・施設状況（施設位置、施設形式、構造、築造年、規模能力、維持管理状況、現況施設の能力、その他）
- ・現況水源の状況（水源水量の状況、水源水質の状況）

(2) 給水対象調査

提供された資料から給水対象及び給水量を決定するため、次の事項について内容を把握する。

- ・営農用水（家畜用水、畑作用水）
- ・生活飲雑用水（生活飲用水、集落雑用水）

(3) 計画予定路線及び施設位置状況調査

計画予定路線及び施設予定位置の現状を把握するため、現地踏査を行うと共に支障物件についても調査する。

(4) その他

対策計画を策定する上で必要な次の事項について、取りまとめる。

- ・共同事業等の概要
- ・計画位置と路線及び地域の環境評価に係わる内容

2 計画基準値決定

(1) 計画給水量の決定

現地調査の結果を基に対策計画の基本となる計画給水量（家畜用水、畑作用水、飲雑用水）を決定するものとする。

3 対策計画

現地調査、計画基準値（計画給水量）から営農飲雑用水対策計画を策定するものとする。

(1) 施設整備計画

地形、地質、施設の状況、給水計画、諸元などを踏まえて、次の事項に基づき施設整備計画を策定する。

- ・施設整備計画（既存施設の利用、改修、新設の区分及び各施設の配置計画、形式、諸元、規模の決定）
- ・関連事業計画（給水施設、その他）

(2) 受益地の検証

現地調査及び施設整備計画から受益地の検証を行い、次の事項について取りまとめる。

- ・受益位置図
- ・受益関係調査（データベース）

4 工事計画

対策計画に基づき地域条件、周辺及び前歴事業での整備状況、環境条件、経済条件等を総合的に勘案し、次の事項に基づき営農飲雑用水施設の工事計画を策定するとともに図面等を作成するものとする。

(1) 営農飲雑用水施設の工事計画

次の施設毎に施設形式、規模、諸元を決定する。

- ア 取水施設
- イ 導水施設
- ウ 浄水施設
- エ 送水施設
- オ 加圧ポンプ施設
- カ 配水池施設
- キ 配水管路施設
- ク 管理計装施設
- ケ 附帯施設

(2) 図面等の作成

- ・施設等標準図
- ・施設計画模式図
- ・附帯施設等の一般図

5 事業費の算定

対策計画及び工事計画から、次の事項に基づき計画事業費を算出するものとする。

(1) 概算数量及び事業費算出

- ・事業費は純工事費、測量設計費等に分け算定
- ・委託者が示す単価、類似事業の実績、物価版等による事業費算出

(2) 関連事業費積算

- ・下位関連の事業費積算

6 成果資料作成

工種計画調査に伴う各種の説明資料について、編纂を行うものとする。

2-2-11 工種名：農村公園

主な基準等 土地改良事業計画指針「農村環境整備」

1 現地調査

現地調査は、施設整備予定地の現状を確認すると共に、関連施設、類似施設、交通条件、ライフライン、並びに施設利用対象集落及び人口について、施設計画に必要な資料の把握を行うものとする。

(1) 現地確認

現地の状況を確認し、現況写真の撮影等を行う。

(2) 資料の把握

提供された資料から、施設用地及び施設基盤整備状況（電気及び上下水道）、交通状況（連絡道や主要施設からの移動距離）、関連施設及び類似施設の利用実績、施設利用対象（対象集落及び人口）等について内容を把握する。

2 計画基準値決定

(1) 施設利用計画書の作成

委託者が示した計画施設の考え方について、現地調査結果から検証すると共に、利用区域、利用形態、利用者数等からなる利用計画を検討し、施設利用計画書を作成するものとする。

3 対策計画

計画基準で決定した施設利用計画より、利用施設の所要面積及び附帯施設の規模を決定するとともに、施設の維持管理及び施工計画について検討するものとする。

(1) 施設所要面積の決定（本体施設）

利用体系、利用条件、自然条件、地域景観等を考慮した所要面積、施設配置（レイアウト）等の決定及び説明資料を作成する。

(2) 附帯施設の規模決定（駐車場等）

本体施設の利用及び維持に密接で一体的であるか検討した上で、施設利用計画書の本体施設利用人数から、所要面積等を決定し、説明資料を作成する。

(3) 施設用地の決定

施設面積及び施設配置並びに現地調査から、施設用地を決定し、説明資料を作成する。

(4) 維持管理手法等の決定

施設管理の方法及び概算維持管理費用を検討し、委託者の指示に基づき施設維持管理計画を決定すると共に、説明資料を作成する。

(5) 施設施工計画の決定

施設の工事に係る工程、施工時期等を検討し、施設の予定工期等の概略施工計画を決定すると共に、説明資料を作成する。

4 工事計画

対策計画に基づき、本体施設及び附帯施設の工事計画を策定するとともに平面図等の作成を行うものとする。

(1) 本体施設の工事計画

緑地帯や広場等のレイアウトの検討後、農村公園施設の概略設計を行い、平面図を作成する。

(2) 附帯施設の工事計画

附帯施設についての概略設計を行い、平面図を作成する。

(3) 施設全体平面図の作成

本体施設及び附帯施設の工事計画から、施設全体平面図を作成する。

(4) イメージ図（鳥かん図）の作成

施設全体平面図から、施設全体のイメージ図（鳥かん図）を作成する。

(5) 施設全体用地図の作成

施設全体平面図の作成と合わせて、対策計画で決定した施設用地を基に、施設全体用地図及び施設面積求積資料を作成する。

(6) その他図面の作成

各工事計画より、仮設工事及び補償工事を要する場合は、概略設計を行い、必要な図面を作成する。

5 事業費の算定

対策計画及び工事計画から、次の事項に基づき計画事業費を算出するものとする。

(1) 概算数量及び事業費算出

- ・ 事業費は純工事費、測量設計費等に分け算定
- ・ 委託者が示す単価、類似事業の実績、物価版等による事業費算出

(2) 関連事業費積算

- ・下位関連の事業費積算

6 成果資料作成

工種計画調査に伴う各種の説明資料について、編纂を行うものとする。

2-2-12 工種名：活性化施設

1 現地調査

現地調査は、活性化施設整備予定地の現状を確認すると共に、関連施設、類似施設、交通条件、ライフライン、並びに施設利用対象集落及び人口について、施設計画に必要な資料の把握を行うものとする。

(1) 現地確認

現地の状況を確認し、現況写真の撮影等を行う。

(2) 資料の把握

提供された資料から、施設用地及び施設基盤整備状況（電気及び上下水道）、交通状況（連絡道や主要施設からの移動距離）、関連施設及び類似施設の利用実績、施設利用対象（対象集落及び人口）等について内容を把握する。

2 計画基準値決定

(1) 施設利用計画書の作成

委託者が示した計画施設の考え方について、現地調査結果から検証すると共に、利用区域、利用形態、利用者数等からなる利用計画を検討し、施設利用計画書を作成するものとする。

3 対策計画

計画基準で決定した施設利用計画より、利用施設（室）別所要面積及び附帯施設の規模を決定すると共に、施設の利用に係る購入備品、維持管理及び施工計画について検討するものとする。

(1) 施設（室）別所要面積の決定（本体施設）

各施設（室）の目的別利用人数、利用体系及び利用条件から、所要面積等を決定し説明資料を作成する。

(2) 附帯施設の規模決定（駐車場等）

本体施設の利用及び維持に密接で一体的であるか検討した上で、施設利用計画書の利用人数から、所要面積等を決定し、説明資料を作成する。

(3) 事業対象備品の決定

施設利用目的から施設利用に必要な不可欠な備品を決定した上で委託者の指示に基づき事業対象備品と市町村対象備品に区分し、説明資料を作成する。

(4) 施設用地の決定

施設面積及び附帯施設面積、並びに現地調査から、施設用地を決定し、説明資料を作成する。

(5) 維持管理手法等の決定

施設管理の方法及び概算維持管理費用を検討し、委託者の指示に基づき施設維持管理計画を決定すると共に、説明資料を作成する。

(6) 施設施工計画の決定

施設の工事に係る工程、施工時期等を検討し、施設の予定工期等の概略施工計画を決定すると共に、説明資料を作成する。

4 工事計画

対策計画に基づき、本体施設及び附帯施設の工事計画を策定するとともに平面図等の作成を行うものとする。

(1) 本体施設の工事計画

施設構造の検討及び概略設計を行い、平面図、立面図及び側面図を作成する。

(2) 附帯施設の工事計画

附帯施設についての概略設計を行い、平面図等を作成する。

(3) 施設全体平面図の作成

本体施設及び附帯施設の対策計画及び工事計画から、施設全体平面図を作成する。

(4) イメージ図（鳥かん図）の作成

施設全体平面図より、周辺を含む施設のイメージ図（鳥かん図）を作成する。

(5) 施設全体用地図の作成

施設全体平面図の作成と合わせて、対策計画で決定した施設用地を基に、施設全体用地図及び施設面積求積資料を作成する。

(6) その他図面の作成

各工事計画より、仮設工事及び補償工事を要する場合は、概略設計を行い、必要な図面を作成する。

5 事業費の算定

対策計画及び工事計画から、次の事項に基づき計画事業費を算出するものとする。

(1) 概算数量及び事業費算出

- ・事業費は純工事費、測量設計費等に分け算定
- ・委託者が示す単価、類似事業の実績、物価版等による事業費算出

(2) 関連事業費積算

- ・下位関連の事業費積算

6 成果資料作成

工種計画調査に伴う各種の説明資料について、編纂を行うものとする。

2-2-13 工種名：環境管理施設（堆肥舎及び堆肥製造施設）

1 現地調査

現地調査は、現況の個別施設の状況を確認すると共に、関係施設、類似施設、堆肥の利用状況、整備予定地の状況、周辺環境の状況及び輸送道路の状況について、施設計画に必要な資料の把握を行うものとする。

(1) 現地確認

- ・施設整備予定地の周辺状況（営農状況も含む）確認と写真撮影等
- ・関係施設及び類似施設の位置
- ・施設整備予定地に接続する路線の状況

(2) 資料の把握

- ・営農状況（有畜及び耕種農家）
- ・関係施設及び類似施設の位置、利用実績等
- ・施設整備予定地に接続する路線の構造等

2 計画基準値決定

(1) 施設利用計画書の作成

委託者が示した計画施設の考え方について、現地調査結果から検証すると共に、堆肥原料確保方法、製造堆肥利用計画、施設運営計画、収支計画からなる利用計画を検討し、施設利用計画書を作成する。

3 対策計画

計画基準で決定した施設利用計画より、本体施設及び附帯施設の規模を決定すると共に、堆肥製造に係る機械器具、施設の維持管理及び施工計画について検討するものとする。

(1) 施設規模の決定(本体施設の規模決定)

製造工程、製造堆肥量及び処理対象量並びに利用体系等から施設規模を決定し、説明資料を作成する。

(2) 附帯施設の規模決定

本体施設の運営及び維持に密接で一体的であるか検討した上で施設規模を決定し、説明資料を作成する。

(3) 堆肥製造に係る機械器具の決定

堆肥製造に密接に関わり、事業対象となる機械器具を決定し、説明資料を作成する。

(4) 施設用地の決定

本体施設及び附帯施設の必要面積、並びに現地調査から整備に係る施設用地を決定し、説明資料を作成する。

(5) 施設運営及び維持管理計画の決定

施設の運営方法及び概算維持管理費用を検討し、委託者の指示に基づき施設運営及び施設維持管理計画を決定すると共に、説明資料を作成する。

(6) 施設施工計画の決定

施設の工事に係る工程、施工時期等を検討し、施設の予定工期等の概略施工計画を決定すると共に、説明資料を作成する。

(7) 受益地の検証

現地調査及び施設利用計画書の作成から受益地の検証を行い次の事項について取りまとめる。

- ・受益位置図
- ・受益関係調書（データベース）

4 工事計画

対策計画に基づき、本体施設及び附帯施設の工事計画を策定するとともに平面図等の作成を行うものとする。

(1) 本体施設の工事計画

施設構造の検討及び概略設計を行い、平面図及び立面図、並びに側面図を作成する。

(2) 附帯施設の工事計画

附帯施設についての概略設計を行い、平面図及び立面図等を作成する。

(3) 施設全体平面図の作成

本体施設及び附帯施設の対策計画及び工事計画から、施設全体平面図を作成する。

(4) イメージ図（鳥かん図）の作成

施設全体平面図より、周辺を含む施設のイメージ図（鳥かん図）を作成する。

(5) 施設全体用地図の作成

施設全体平面図の作成と合わせて、対策計画で決定した施設用地を基に、施設全体用地図及び施設面積求積資料を作成する。

(6) その他図面の作成

各工事計画より、仮設工事及び補償工事を要する場合は、概略設計を行い、必要な図面を作成する。

5 事業費の算定

対策計画及び工事計画から、次の事項に基づき計画事業費を算出するものとする。

(1) 概算数量及び事業費算出

- ・事業費は純工事費、測量設計費等に分け算定
- ・委託者が示す単価、類似事業の実績、物価版等による事業費算出

(2) 関連事業費積算

- ・下位関連の事業費積算

6 成果資料作成

工種計画調査に伴う各種の説明資料について、編纂を行うものとする。

2-3 営農計画

2-3-1 営農計画

営農計画は将来における地域農業の発展及び振興方向を事業計画に反映させることを目的に、各種関係機関及び受益農家等の意向を踏まえながら次の事項について検討し、委託者との打合せにより定めるものとする。

- ・作付計画（作付作物、作付比率、輪作体系）
- ・家畜飼養計画（飼養家畜種類、家畜飼養頭数）
- ・労働計画（作業体系、機械化体系）

2-4 事業効果算定

2-4-1 事業効果算定

事業効果は、事業実施に伴って発現する各種の総便益（効果）を総費用（事業費）と対比させることによって、事業計画の妥当性を判断することを目的としている。なお、検討結果については、事業効果算定資料として取りまとめると共に、概要表等に記載するものとする。

効果測定において事業費単価と効果算定数値（作物単価等）は、最新年度のものを使用する。

様式及び算定手法については、「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」（平成19年3月28日付け18農振第1597号農林水産省農村振興局企画部長通知）及び「農村生活環境整備費用対効果分析マニュアル」（平成20年3月31日付け19農振第1931号農林水産省農村振興局企画部長通知）等によるが、詳細は委託者と受託者の協議により決定する。

1 重複整理

重複整理は、経済効果算定の基礎とするため、各工種別にみた受益の重複状況及び効果要因別の発生面積について整理するものとする。

2 総費用算定

総費用の算定は、次の費用の合計を基準年度（評価年度）に現在価値化したものとする。

- ・当該事業の事業費（埋蔵文化財調査事業を除く）、関連事業の事業費。
- ・当該事業により整備される施設及び当該事業の受益地内で一体的に効用が発揮される施設の評価期間（工事期間+40年）において発生する再整備に要する事業費。
- ・事業着工年度において、当該事業の受益地内で一体的に効用が発揮されている既存施設の資産価額。
- ・評価期間終了時点において、受益地域内で一体的に効果を発現する施設（用地を含む。）の資産価格（費用から控除）

3 総便益算定

総便益の算定は、事業実施に伴い発生する各種効果を数値で把握するため、地域調査、工種計画調査、営農計画等の結果に基づき算定するものとする。

主要な効果項目は次のとおり。

- ・食料の安定供給の確保に関する効果
- ・農業の持続的発展に関する効果
- ・農村の振興に関する効果
- ・多面的機能の発揮に関する効果
- ・その他の効果

4 総括整理

総括整理は、総費用及び総便益の算定結果に基づき、地域（地区）全体及び工種別に次の算定を行うものとする。

- ・年総効果（便益）額
- ・現況年総農業所得額
- ・年総増加農業所得額
- ・総便益（現在価値化）
- ・総費用総便益比
- ・総所得償還率
- ・増加所得償還率

2-5 計画概要作成

2-5-1 計画概要作成

計画概要作成は、本業務の総括整理である。計画概要は概要表及び概要書、添付図面を作成するものとする。

1 概要表及び概要書等

概要表及び概要書等の提出書類は、地域調査、工種計画調査及び営農計画並びに事業効果算定の結果から、計画関係資料作成要領に従って、事業目的及び事業内容等を記入するものとする。なお、特記事項及び作成要領に定めない事項については、委託者の指示により作成する。また、作成すべき成果品名（資料名）、規格、部数等は、特記仕様書及び委託者の指示による。

2 添付図面

添付図面は、地域調査、工種計画調査及び営農計画並びに事業効果算定の結果から、計画関係資料作成要領に従って作図するものとする。なお、特記事項及び作成要領に定めのない事項については、委託者の指示により作図する。また、作成すべき成果品名（図面名）、規格、部数等は、特記仕様書及び委託者の指示による。

2-6 測量調査（概略測量）

2-6-1 測量調査（概略測量）

測量調査（概略測量）とは、工種計画調査における対策計画及び工事計画を検討するための調査であり、次にあげる測量等により行うものとする。なお、測点間隔等測量の詳細は特記仕様書による。

1 踏査選点

特記仕様書によるほか担当員の示す条件に従って、整備予定路線（箇所）の踏査選点により現況地形を確認し、対策計画、工事計画を行うための基礎資料とする。また、支障となりそうな物件の位置を確認する。

※活用資料：地形地番図、道路台帳、河川台帳

2 中心線測量

踏査選点及び既存資料によって得た概定の中心線に沿って、トランシットや光波測距儀等を用いて、視通法または放射法により、中心線または仮の中心線（以下中心線という。）を設定するものとする。

（中心点設置）

トランシットや光波測距儀等を用いて、視通法または放射法により、現地に中心点、主要点を設置する。

（平面図作成）

測量した成果を計算及び整理し、概略線形地図を作成する。

（注意すべき事項）

- ・観測精度は、 $S/400$ 以内とする。（ S は観測距離で m 単位）
- ・精度管理については点検測量を行うことを原則とするが、これによりがたい場合は担当員と協議すること。
- ・起終点においては、既設道路、用水路等との交角を測定すること。
- ・測点間隔については特記仕様書によるほか縦断面的に地形の凹凸差が $1m$ 以上の箇所、または横断面的に地形の変化ある箇所及び構造物設置予定箇所に補助測点を設けること。

3 縦断測量

中心線に沿い現状の状況により、レベルによる水準測量またはトランシットや光波測距儀等による間接水準測量を行い標高を求めるものとする。

（現地測量）

直接または間接水準測量（トランシット、光波測距儀等）により中心杭高、縦断勾配の変化点の地盤高、中心線上の主要構造物等の標高を求める。

(縦断面図作成)

測量した成果を計算及び整理し、現況縦断面図を作成する。

(注意すべき事項)

- ・観測精度は、 $(2\text{ cm} + 5\text{ cm}\sqrt{S/100})$ 以内とする。(Sは観測距離でm単位)
- ・精度管理については点検測量を行うことを原則とするが、これによりがたい場合は担当員と協議すること。
- ・測点間隔については特記仕様書によるほか縦断面的に地形の凹凸差が1 m以上の箇所、または横断面的に地形の変化がある箇所及び構造物設置予定箇所に補助測点を設けること。
- ・現況縦断面図の縮尺は縦1/200～1/500、横1/2,500～1/5,000程度を基本とするが、これによりがたい場合は担当員と協議すること。

4 横断測量

現地の状況により、レベルによる水準測量またはトランシットや光波測距儀等による間接水準測量により測定位置及び標高を求めるものとする。

(現地測量)

直接または間接水準測量(トランシット、光波測距儀等)により中心点から距離及び地盤高を求める。

(横断面図作成)

測量した成果を計算及び整理し、現況横断面図を作成する。

(注意すべき事項)

- ・測量幅は特記仕様書によるが、切盛土が大と想定される箇所や構造物箇所については、さらに余裕を見込んで測定するほか担当員の指示による。
- ・観測間隔については縦断測量で標高を求めた測点を標準とするが、これによりがたい場合は担当員と協議すること。
- ・横断方向には原則として見通杭を設置するが、これによりがたい場合は担当員と協議すること。
- ・現況横断面図の縮尺は、原則として現況縦断面図の縦と同一とするほか、担当員の指示による。

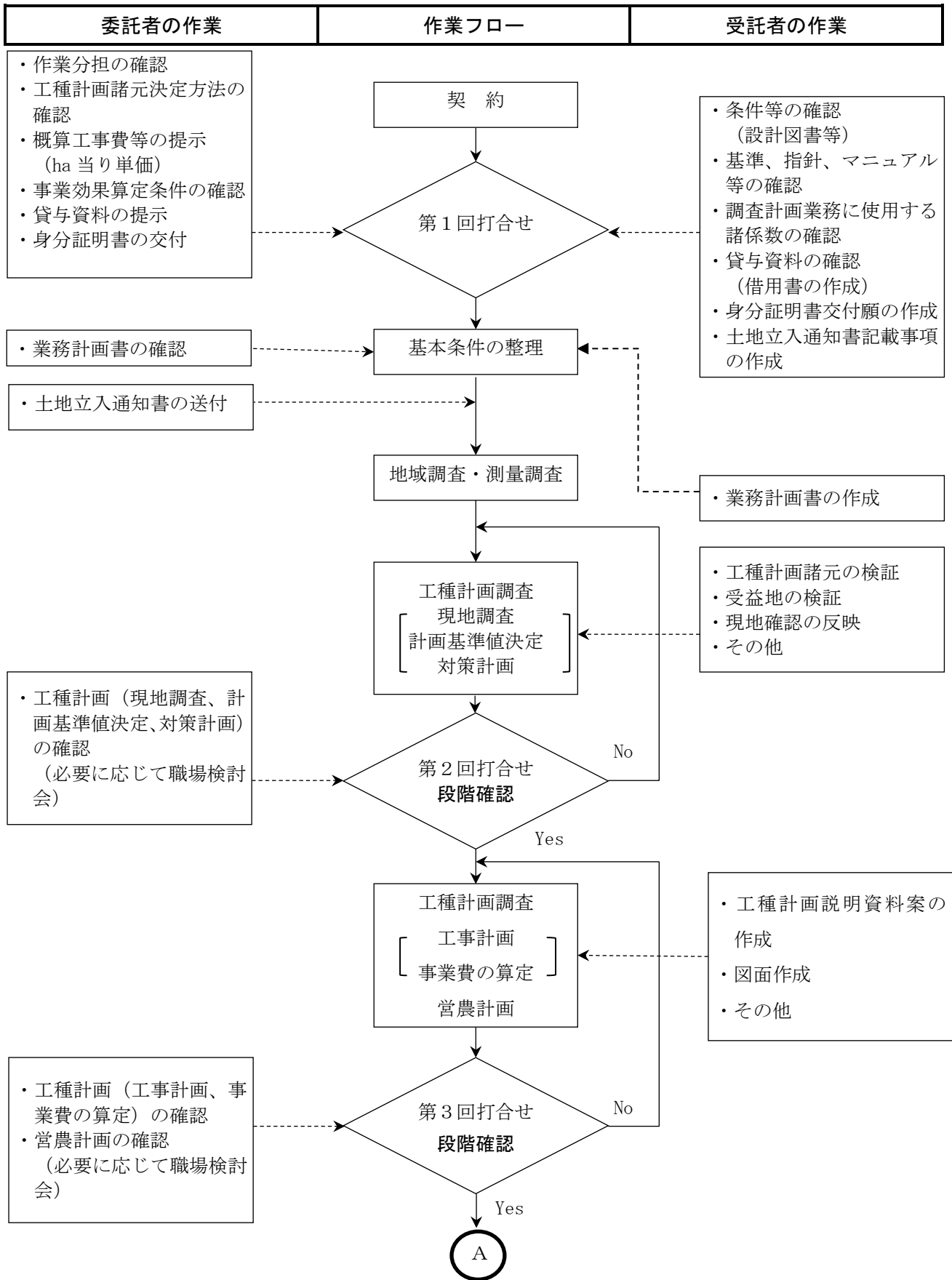
(白紙)

付表－1

調査計画業務フロー

(白紙)

調査計画業務フロー



調査計画業務フロー

